

司法記者の眼

定住外国人と在外邦人 — 選挙法の「忘れ物」

この秋の総選挙の投票率は、戦後最低の五九・六五%だった。ざっと一〇人に四人が棄権したことになる。

その一方で、意欲を持っているのに投票が許されない人もいる。海外に住む日本人や、日本に定住している外国人は、公職選挙法などの規定によって、選挙に参加したくてもできない。「参政権」についての判決や提訴が重なったのを機に、この問題を考えてみた。

日本に定住する外国人

第一は、一二月六日に言い渡された最高裁判決だ。市議選での投票を拒否され

た大阪府池田市在住の英国人男性が、慰謝料一〇〇万円の支払いを国に求めた訴訟で、第二小法廷は「日本国民である住民だけが地方議会の議員の選挙権を有するとした公職選挙法などの規定は、憲法に反しない」と述べて、男性側の上告を棄却した。

日本に定住している外国人の参政権については、裁判所は一貫して否定的な立場をとっている。一九七八年一〇月四日のマクリン事件大法廷判決は「憲法の基本的人権の保障は、国の政治的思慮決定に影響を及ぼす活動など、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に住む外国人にも及ぶ」と述べた。学説上も、「参政権は権利の性質上、外国人には認められない」とするのが通説だった。

その後の判決が、この論旨をさらに具体化した。国政選挙での投票権については、九三年二月二六日の第二小法廷判決が「選挙権を日本国民に限っている公職選挙法の規定は憲法に反しない」とし、地方自治レベルでの選挙権については、九五年二月二八日に第三小法廷が、やはり合憲の判断を示している。

少なくとも、国家の存在を前提とする限り、国籍を有する者にだけ国政選挙での選挙権・被選挙権が与えられるとする考えた方にも合理性があるだろう。しかし、自治体レベルの選挙については、必

ずしも参政権を国籍保持者に限らなくてもよいように思われる。外国の立法例を見ても、国政選挙で定住外国人に参政権を認めている例は見当たらないようだが、地方選挙レベルでは投票を認めている国が北欧を中心に増えつつある。

①納税など社会的義務を果たし②一定期間の居住実績がある——などの条件を定めて外国人に参政権を認めることは、立法上検討されてよい時期に来ているのではないか。前述した九五年二月の第三小法廷判決も「憲法は、国内永住者など自治体と緊密な関係を持つ外国人に、法律で地方選挙の選挙権を与える措置を禁じてはいない」と言い切っている。

海外に住む日本人

問題の第二は、転勤や留学で海外に住む日本人の参政権である。米、仏、タイ、ブラジル、フィリピンなど八カ国に住む日本人五三人が一二月二〇日、今回の総選挙に投票できなかったことの慰謝料として国に一人当たり五万円の支払いを求め、東京地裁に提訴した。

現行制度のもとでは、海外へ転出する際、住んでいた市区町村に届を出すと、選挙人名簿から名前が抹消され、選挙権を失う。たとえ選挙当日に帰国していても、選挙人名簿に登録されるためには、引き続き三ヵ月以上、住民基本台帳に登録されていることが必要のため、投票は

できない。

この問題をどう考えるか。定住外国人についての判例の立場は、「参政権は、主権を直接的に行使する権利の一形態であるから、国家の構成員にのみ保障される」というものだ。参政権を認めない根拠は、日本国籍がないことに尽きる。この論理を素直に演繹すれば、「国籍保持者である限り、選挙の時期にたまたま住居が国外にあっても、すべての成人に参政権が等しく保障される」という結論に至るはずだ。

実際上も、在外選挙人名簿登録などを定めた公選法の改正案が八四年四月、国会に提出された。この法案は八六年の衆院解散で廃案になったが、九五年一〇月の与党政治改革協議会は①在外邦人の投票は大使館・領事館での投票と郵便投票とを認める②対象は衆参両院の比例選挙とする、などの基本方針を決めている。

海外に住む日本人は約七〇万人を超え、うち二〇歳以上は推定五〇万人という。よく言われることだが、海外に暮らすときほど自分の国籍を強く意識する機会はない。地球上にいる人はどこか一カ所、自分の属する地域の政治に参加できるとするのが、普遍的な原則であるべきだろう。